

平成21年6月定例会

# 議案説明資料 予算に関する説明書

## 防 災 局

### トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

# 平成21年6月定例会議案説明資料目次

防 災 局

## 【予算関係】 (一般会計)

議案番号	件 名	課 名 等	頁
第1号	平成21年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	( 総 括 表 )	1
		防 災 チ ー ム	2
		危 機 管 理 チ ー ム	4
	2 歳入歳出事項別明細書		5
	3 節の明細		7

## 【予算関係以外】 (議案)

議案番号	件 名	課 名 等	頁
第6号	鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の設定について	防 災 チ ー ム	8

## (報告)

報告番号	件 名	課 名 等	頁
第2号	平成20年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について	防 災 チ ー ム 危 機 管 理 チ ー ム 消 防 チ ー ム	16
第3号	平成20年度鳥取県一般会計事故繰越し繰越計算書について	防 災 チ ー ム	17

## 議案説明資料総括表

防災局（単位：千円）

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				説明
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
防災チーム	636,909	206,897	843,806	197,625	△6,000	18,472	△3,200	
危機管理チーム	47,353	969	48,322	969				
合計	947,543	207,866	1,155,409	198,594	△6,000	18,472	△3,200	
説明 (防災チーム) ・震度情報ネットワーク再整備事業 ・防災・危機管理対策支援事業 ・防災行政無線事業 (危機管理チーム) ・鳥取県情報集約能力強化事業								

平成21年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

6項 防災費

1目 防災総務費

防災チーム (内線: 7789)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
震度情報ネットワーク再整備事業	9,200	188,425	197,625	197,625	△6,000		△3,200	
トータルコスト	11,686	190,911	202,597	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.3人	0.3人	0.6人	工事発注、工事管理委託等				

事業内容の説明

県内各地に震度計を設置し、震度を観測する震度情報ネットワークについては、整備以降10年以上経過していることから、21年度に実施設計を行い22年度に機器整備を行う予定であったが、国の緊急地域安全対策事業による補助制度が創設される予定のため、機器整備を前倒して実施するものである。

1 整備方針

平成21年4月8日付消防庁通知の「地方公共団体が設置する震度計の具体的な配置基準について」に基づき整備を行う。

- (1) 震度観測点・・・合併前の市町村ごとに少なくとも1箇所
- (2) 震度計設置場所・・・人口集中地区を中心に設置 ほか

2 経費 188,425千円

(内訳: 整備費183,849千円(34箇所整備) 工事監理委託費4,576千円)

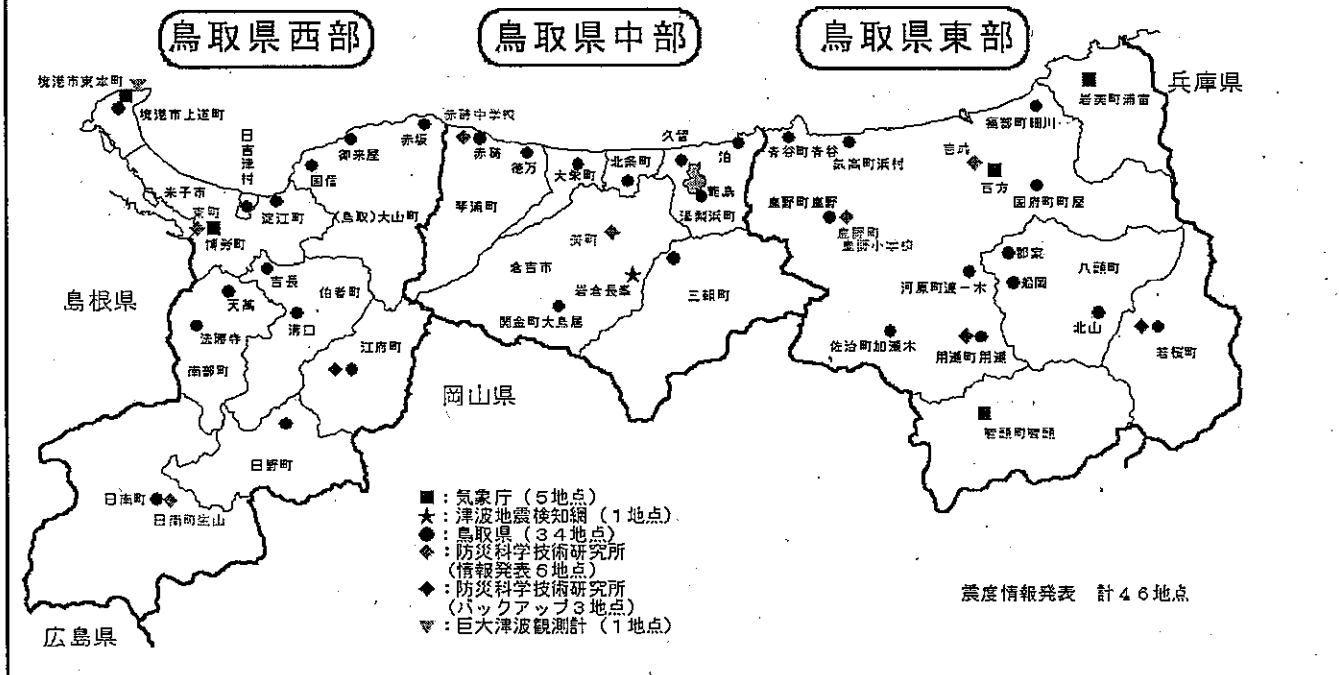
3 現状

○鳥取県内の震度計の現状

- ・49箇所(気象庁6、防災科学技術研究所9、鳥取県34)

鳥取県内地震関連観測点

平成17年4月1日現在



平成21年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

6項 防災費

防災チーム (内線: 7584)

1目 防災総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
防災・危機管理対策支援事業	30,000	12,500	42,500			<繰入金> 12,500		
トータルコスト	31,657	12,500	44,157	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.2人	—	0.2人	交付決定、交付金の支払い等				

【「地域活性化・生活対策臨時基金」充当事業】

事業内容の説明

1 事業概要

市町村が実施する防災・危機管理対策事業を支援するため、防災・危機管理対策交付金の対象事業を次のとおり拡充する。

- 災害時に孤立するおそれのある集落の通信確保に関する事業
- 消防団の活動の活性化に関する事業
- 自主防災組織の活動の活性化に関する事業
- 新 災害時要援護者対策に関する事業
- 新 危機管理能力の向上、避難体制の整備その他の住民の安全確保に関する事業

2 交付金の額

対象事業費の2分の1を上限として、防災・危機管理対策交付金を交付する。

3 交付金の配分方法

(1) 各市町村に交付する交付金のうち75%程度は、最低保証額(対象事業費の2分の1を上限とする)として次の方法により配分する。

- 住民に貸与している衛星携帯電話1台につき7,500円
- 消防団員(女性の消防団員については、2を乗じる。)1人につき3,000円
- 自主防災組織に加入する世帯1世帯につき70円
- 新 災害時要援護者1人につき60円

(2) (1)で配分した残り(交付金の25%程度)については、最低保証額を上回る対象事業費の額により按分して、各市町村に配分する。

平成21年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

6項 防災費

防災チーム (内線: 7789)

1目 防災総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫 支出金	起債	その他	一般 財源	
防災行政無線事業	128,408	5,972	134,380			<繰入金> 5,972		
トータルコスト	150,778	5,972	156,750	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	2.7人	—	2.7人	備品発注				
事業内容の説明				【「地域活性化・生活対策臨時基金」充当事業】				
<p>1 事業の概要</p> <p>平成20年度鳥取県防災行政無線(衛星系)保守業務のうち、受託者が機器の納品を怠った。については、故障時に支障が生じることから、その機器を購入するもの。</p> <p>2 対象機器</p> <p>衛星系送信部の進行波管(予備品) 一式</p> <p>進行波管: マイクロ波の電力増幅に利用する真空管の一種</p>								

2款 総務費

6項 防災費

危機管理チーム (内線: 7878)

1目 防災総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫 支出金	起債	その他	一般 財源	
(新)鳥取県情報集約能力強化事業	0	969	969	969				
トータルコスト	—	1,798	1,798	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	—	0.1人	0.1人	設備整備				
事業内容の説明				【国1次補正「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」充当事業】				
<p>1 事業の概要</p> <p>関係機関への迅速な情報伝達や庁内の情報共有等のため設備整備を推進するとともに、老朽化した設備の更新を行い情報集約能力の強化を図る。</p> <p>2 整備設備</p> <p>Em-Net(緊急情報ネットワークシステム)受信専用パソコン、早期情報入手のためのテレビ、プロジェクター、ファクシミリ等</p>								

平成21年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(防災局)

(単位:千円)

款項目 節	2款 総務費								
	うち防災局						6項 防災費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	425,917		425,917	22,479		22,479	22,479		22,479
2 給料	3,115,209		3,115,209	111,505		111,505	111,505		111,505
3 職員手当等	5,699,680		5,699,680	60,780		60,780	60,780		60,780
4 共済費	1,090,924		1,090,924	40,374		40,374	40,374		40,374
5 災害補償費	500		500						
6 恩給及び退職年金	45,802		45,802						
7 貸金	30,705		30,705						
8 報償費	197,388	920	198,308	11,107		11,107	11,107		11,107
9 旅費	242,138	1,298	243,436	14,666		14,666	14,666		14,666
費用弁償	28,827		28,827	192		192	192		192
普通旅費	168,100	198	168,298	7,411		7,411	7,411		7,411
特別旅費	45,211	1,100	46,311	7,063		7,063	7,063		7,063
10 交際費	7,100		7,100						
11 需用費	557,297	582	557,879	79,023		79,023	79,023		79,023
12 役務費	523,915	50	523,965	38,108		38,108	38,108		38,108
13 委託料	2,424,788	17,658	2,442,446	358,678	4,576	363,254	358,678	4,576	363,254
14 使用料及び賃借料	623,781	410	624,191	20,060	400	20,460	20,060	400	20,460
15 工事請負費	121,115	460,344	581,459	21,399	183,849	205,248	21,399	183,849	205,248
16 原材料費									
17 公有財産購入費	97,640		97,640						
18 備品購入費	46,430	6,541	52,971	39,132	6,541	45,673	39,132	6,541	45,673
19 負担金、補助及び交付金	7,673,558	605,611	8,279,169	87,193	12,500	99,693	87,193	12,500	99,693
20 扶助費									
21 貸付金									
22 補償、補填及び賠償金	6,000		6,000						
23 償還金、利子及び割引料	207,000		207,000						
24 投資及び出資金									
25 積立金	338,630		338,630						
26 寄附金	30		30						
27 公課費	339		339	339		339	339		339
28 繰出金									
予備費									
計	23,475,886	1,093,414	24,569,300	904,843	207,866	1,112,709	904,843	207,866	1,112,709
財源									
国庫支出金	1,497,150	752,938	2,250,088	101,215	198,594	299,809	101,215	198,594	299,809
地方債	106,000	84,000	190,000	67,000	△ 6,000	61,000	67,000	△ 6,000	61,000
その他	1,204,034	156,815	1,360,849	24,778	18,472	43,250	24,778	18,472	43,250
一般財源	20,668,702	99,661	20,768,363	711,850	△ 3,200	708,650	711,850	△ 3,200	708,650

平成21年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(防災局)

(単位:千円)

款項目 節	2款 総務費			防災局計		
	うち防災局					
	6項 防災費			補正前	補正額	補正後
	1目 防災総務費					
	補正前	補正額	補正後			
1 報酬	13,028		13,028	24,600		24,600
2 給料	111,505		111,505	130,730		130,730
3 職員手当等	60,780		60,780	70,290		70,290
4 共済費	39,031		39,031	47,106		47,106
5 災害補償費						
6 恩給及び退職年金						
7 賃金						
8 報償費	2,877		2,877	11,252		11,252
9 旅費	9,911		9,911	15,703		15,703
費用弁償	160		160	656		656
普通旅費	4,258		4,258	7,841		7,841
特別旅費	5,493		5,493	7,206		7,206
10 交際費						
11 需用費	28,801		28,801	80,037		80,037
12 役務費	15,819		15,819	39,096		39,096
13 委託料	228,866	4,576	233,442	359,846	4,576	364,422
14 使用料及び賃借料	13,237	400	13,637	20,520	400	20,920
15 工事請負費	19,548	183,849	203,397	21,399	183,849	205,248
16 原材料費						
17 公有財産購入費						
18 備品購入費	35,881	6,541	42,422	39,132	6,541	45,673
19 負担金、補助及び交付金	69,710	12,500	82,210	87,493	12,500	99,993
20 扶助費						
21 貸付金						
22 補償、補填及び賠償金						
23 償還金、利子及び割引料						
24 投資及び出資金						
25 積立金						
26 寄附金						
27 公課費	98		98	339	0	339
28 繰出金						
予備費						
計	649,092	207,866	856,958	947,543	207,866	1,155,409
財源						
国庫支出金	100,410	198,594	299,004	101,215	198,594	299,809
地方債	67,000	△ 6,000	61,000	67,000	△ 6,000	61,000
その他	15,032	18,472	33,504	37,484	18,472	55,956
一般財源	466,650	△ 3,200	463,450	741,844	△ 3,200	738,644



## 節 の 明 細

項	目	金額 (千円) 等
2款 総務費		
6項 防災費		
1目 防災総務費		
負担金、補助 及び交付金	・ 防災・危機管理対策支援事業	12,500

条 例 名 等	鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の設定について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由          県民、事業者、市町村、県及び国が共に力を合わせて、災害や危機に強い地域づくりを進め、県民の生命、身体及び財産を守り、安全に暮らすことのできる地域社会を実現する。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 目的          防災及び危機管理に関し、基本的な考え方を定め、県民、事業者、市町村、県及び国の機関の責務を明らかにするとともに、相互に連携して対策を講ずるために必要な事項を定めることにより、災害及び危機から県民の生命、身体及び財産を守り、安全に暮らすことのできる地域社会を実現すること。</p> <p>(2) 基本的な考え方          ア 自助、共助及び公助の取組を総合的に推進すること。          イ 災害及び危機の発生は避けられないことを前提として、それによる人の生命、身体及び財産に対する被害を少しでも軽減し、又はなくすという目標を達成するために、状況に応じて予防対策、応急措置、復旧対策等の様々な取組を積み重ねていくこと。          ウ 災害及び危機の発生の頻度及び発生した場合における被害の程度の予測に基づく災害及び危機の危険性に関する情報を交換し、及び共有すること。</p> <p>(3) 県民活動の促進          ア 情報の提供          市町村長及び知事は、住民及び事業者に対し、災害又は危機の発生原因、避難を始める判断の参考となる情報その他災害及び危機に対して適切な行動をとるために必要な情報を提供するものとする。          イ 防災教育等          (ア) 学校の設置者等は、当該学校の児童等に対し防災及び危機管理に関する教育を実施するものとする。          (イ) 事業者は、その従業者に対し、市町村長は住民等に対し、防災及び危機管理に関する訓練及び研修を実施するものとする。          ウ 自主防災組織の活性化等          市町村長は、自主防災組織の結成及び活動に対し、資機材の提供、研修の実施その他の必要な支援を行うとともに、防災ボランティア活動を円滑に行うことができる環境の整備を行うものとする。          エ 事業継続計画の作成支援          知事は、災害又は危機が発生した場合に事業活動を継続するため必要な事項を定めた計画を作成する事業者に対し、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。</p> <p>(4) 災害又は危機に強いまちづくり          ア 防災施設の計画的整備          知事は、洪水又は土砂災害の発生を防止する施設その他の防災又は実施に関する目標及び地震防災対策の実施に関する目標を定め、必要な施設等の整備を計画的に進めるものとする。          イ 耐震改修等          (ア) 市町村長は、当該市町村の地域防災計画において避難所に指定した建築物のうち、地震に対する安全性に係る基準に適合しないものについて、耐震診断及び耐震改修に関する計画を定め、耐震改修を計画的に進めるものとする。          (イ) 知事は、建築物の定期調査報告を受け、又は点検を行ったときは、報告の内容又は点検の結果のうち耐震診断及び耐震改修の実施状況に関するものを建築物ごとに速やかに公表するものとする。</p>

(5) 災害時要援護者に係る対策

- ア 市町村長は、自主防災組織、民生委員、消防機関、警察その他の関係者の協力を得て、災害時要援護者が円滑かつ迅速に避難し、安全を確保することができる体制の整備を進めるものとし、そのため、災害時要援護者に関する情報を共有するよう努めるものとする。
- イ 災害時要援護者の避難に関する事務に従事している者等は、その事務の処理に関して知り得た個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的で使用してはならない。

(6) 関係者相互の連携

- ア 市町村長及び知事は、災害又は危機が発生した場合に食糧その他の生活物資の供給及び輸送、応急の復旧工事の施工等の対策が迅速かつ的確に実施されるよう、その実施について協力を求める事業者とあらかじめ協定を締結するよう努めるものとする。
- イ 市町村長及び知事は、避難の指示その他防災及び危機管理に関する情報を住民及び事業者等に速やかに知らせるため必要があると認めるときは、放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関に対して協力を求めることができる。

(7) その他

- ア 知事は、災害又は危機により被害からの復興を円滑に進めるために必要な事項を地域防災計画に定めるものとする。
- イ 知事は、危機管理のための措置の実施に関し必要な事項について定めた計画を作成するものとする。
- ウ 危機管理対策本部の設置、所掌事務、組織等について定める。

(8) 施行期日等

- ア 施行期日  
この条例は、公布の日から施行する。
- イ 検討  
知事は、この条例の施行後3年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例（案）

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条―第9条）

#### 第2章 県民活動の促進（第10条―第15条）

#### 第3章 災害又は危機に強いまちづくり（第16条―第20条）

#### 第4章 災害時要援護者に係る対策（第21条―第23条）

#### 第5章 関係者相互の連携（第24条―第28条）

#### 第6章 雑則（第29条―第31条）

#### 附則

鳥取県は、昭和18年9月10日に発生した鳥取地震や、昭和27年4月17日に発生した鳥取大火といった大災害から復興を果たしてきた。また、平成12年10月6日に発生した鳥取県西部地震では、県内外から駆け付けた人々による支援活動が被災地に希望を与えるとともに、住民同士が互いに支え合う地域社会の大切さを再認識することになった。

災害や危機の発生自体を完全に防ぐことはできないが、防災や危機管理の対策を講ずることで、被害を少なくすることはできる。そのためには、行政はもとより、私たち一人一人が災害や危機に備え、対策に取り組んでいくことが重要である。少子高齢化、過疎化等が進展し、人と人との絆が失われつつある今こそ、地域社会を再生し、地域における防災と危機管理の能力を高めていかなければならない。

このような認識に基づき、県民と行政が共に力を合わせて災害や危機に強い地域づくりを進め、県民の生命、身体及び財産を守ることができるようにするため、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、防災及び危機管理に関し、基本的な考え方を定め、県民、事業者、市町村、県及び国の機関の責務を明らかにするとともに、相互に連携して対策を講ずるために必要な事項を定めることにより、災害及び危機から県民の生命、身体及び財産を守り、安全に暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 地震、津波、豪雨、豪雪、洪水、高潮、暴風その他の異常な自然現象、大規模な火事若しくは爆発、放射性物質の大量の放出又は多数の者の遭難を伴う船舶の沈没、列車の衝突若しくは航空機の墜落その他の大規模な事故により生ずる被害をいう。
- (2) 危機 住民の生命、身体及び財産に対して災害に相当する程度の被害を生ずるおそれがあるテロリズムの発生、感染症のまん延その他の事態であって、放置すれば社会的混乱が生ずるおそれがあるものをいう。
- (3) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、並びに災害の復旧及び復興を図ることをいう。
- (4) 危機管理 危機の発生に対する準備を整え、危機が発生した場合における被害の発生及び拡大を防ぐことにより、社会に及ぼす影響をできる限り低減するように対処することをいう。
- (5) 自主防災組織 災害又は危機から自己の居住する地域社会を守る活動を行うため、住民が自発的に結成する団体（これらの活動を行う自治会その他の地縁による団体を含む。）をいう。
- (6) 防災ボランティア活動 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、個人又は団体（自主防災組織を除く。）が自発的に行う被災者の救助、復興の支援その他の防災又は危機管理に関する活動をいう。
- (7) 災害時要援護者 災害又は危機が発生した場合における避難に、他者による介助その他の援護を必要とする高齢者、障害者、妊婦、乳幼児、外国人その他の者をいう。

##### （基本的な考え方）

第3条 防災及び危機管理は、次に掲げる事項を基本として、県民、事業者、市町村、県及び国がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携して行うものとする。

(1) 自助（自己の生命、身体及び財産を自ら守ることをいう。以下同じ。）、共助（住民が互いに助け合っ  
てその生命、身体及び財産を守ることをいう。以下同じ。）及び公助（市町村、県又は国が住民の生命、身  
体及び財産を守ることをいう。以下同じ。）の取組を総合的に推進すること。

(2) 災害及び危機の発生は避けられないことを前提として、それによる人の生命、身体及び財産に対する被  
害を少しでも軽減し、又はなくすという目標を達成するために、状況に応じて予防対策、応急措置、復旧対  
策等の様々な取組を積み重ねていくこと。

(3) 災害及び危機の発生の頻度及び発生した場合における被害の程度の予測に基づく災害及び危機の危険性  
に関する情報を交換し、及び共有すること。

(県民の責務)

第4条 県民は、災害及び危機に備えて、情報の収集、食糧等の備蓄その他の自助の取組及び自主防災組織の活  
動への参加その他の共助の取組を推進するよう努めるものとする。

2 県民は、災害又は危機が発生した場合は、被害の発生又は拡大を回避し、互いに協力して助け合うととも  
に、被害を受けた生活の再建及び地域社会の再生に努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、災害及び危機に備えて、その事業場の利用者及び従業員の安全を確保するための取組を推進  
するとともに、消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条第3号に掲げる消防団及び自主防災組織の活動に  
協力すること等により、地域社会の一員として県民と助け合うよう努めるものとする。

2 事業者は、災害又は危機が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため被災者の救助等を行うとともに、  
事業活動の継続又は迅速な再開に努めるものとする。

(市町村の責務)

第6条 市町村は、住民に最も身近な地方公共団体として、市町村の組織及び機能のすべてを挙げて、災害対策  
基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）及  
び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護  
法」という。）第35条第1項に規定する計画に定めることとされている事項についてはこれらの計画にのっ  
り、その市町村の区域における防災及び危機管理に関する施策を実施するものとする。

2 市町村は、消防組織法第9条各号に掲げる機関（以下「消防機関」という。）その他市町村の防災及び危機  
管理に関する組織を整備するとともに、自主防災組織の充実及び防災ボランティア活動が行いやすい環境の整  
備を図るものとする。

3 消防機関は、災害及び危機から住民の生命、身体及び財産を守るため、市町村長及び警察と密接に連携する  
ものとする。

(県の責務)

第7条 県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、県の組織及び機能のすべてを挙げて、地域防災計  
画、国民保護法第34条第1項に規定する計画及び第30条の規定により作成する計画にのっとり、広域にわたる  
防災及び危機管理に関する施策を実施するものとする。

2 県は、ヘリコプターを用いた消火、救助等による消防の支援その他の市町村の防災及び危機管理に関する活  
動の支援を行うとともに、県と市町村間及び市町村相互間の防災及び危機管理に関する連絡調整を行うもの  
とする。

3 県は、災害又は危機が発生した場合において、被害の程度により必要があると認めるときは、災害対策基本  
法第29条第1項その他の法令の規定によるほか、他の都道府県又は自衛隊、海上保安庁その他の国の機関に対  
して支援を要請するものとする。

4 警察は、災害及び危機から県民の生命、身体及び財産を守るため、知事及び消防機関と密接に連携するもの  
とする。

(地方公共団体相互の連携)

第8条 県及び市町村は、災害及び危機から住民の生命、身体及び財産を守るため、他の地方公共団体と密接に連携するものとする。

(国の機関の責務)

第9条 国の機関は、災害対策基本法第2条第9号に規定する防災業務計画及び国民保護法第33条第1項に規定する計画に定めることとされている事項についてはこれらの計画にのっとり、その所掌事務に係る防災及び危機管理に関する施策を実施するとともに、市町村及び県に対して、防災及び危機管理に関する情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

## 第2章 県民活動の促進

(情報の提供)

第10条 市町村長は、その区域内の住民及び事業者（以下「市町村民等」という。）に対し、災害又は危機の発生原因、被害の内容、避難所、避難を始める判断の参考となる情報その他災害及び危機に対して適切な行動をとるために必要な情報を提供するものとする。この場合においては、災害が発生するおそれの高い場所、避難所、避難の方法及び経路、情報の伝達方法その他防災に関する情報を表示した地図を作成し、その内容及び活用方法を周知するよう特に配慮するものとする。

2 知事は、県民及び事業者に対し、災害又は危機の発生原因、被害の内容その他災害及び危機に対して適切な行動をとるために必要な情報を提供するとともに、前項に規定する市町村長の施策の実施を支援するものとする。

(防災教育等)

第11条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（以下「学校」という。）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（以下「保育所」という。）を設置し、又は管理する者は、災害又は危機が発生した場合に当該学校又は保育所の幼児、児童、生徒又は学生が適切な自助及び共助の行動がとれるよう、救急手当の方法その他の防災及び危機管理に関する教育を実施するものとする。

2 事業者（市町村、県及び国の機関を含む。）は、災害又は危機が発生した場合にその従業者が適切な自助及び共助の行動がとれるよう、救急手当の方法その他の防災及び危機管理に関する訓練及び研修を実施するものとする。

3 市町村長は、災害又は危機が発生した場合に市町村民等が適切な自助及び共助の行動がとれるよう、救急手当の方法その他の防災及び危機管理に関する訓練及び研修を実施するものとする。

4 知事は、消防職員（消防組織法第11条第1項に規定する消防職員をいう。）及び消防団員（同法第19条第1項に規定する消防団員をいう。）の訓練並びに防災及び危機管理に関して指導的役割を担う者の研修を実施すること等により、前項に規定する市町村長の施策の実施を支援するものとする。

(自主防災組織の活性化)

第12条 自主防災組織は、市町村と連携して、その活動について、住民の理解を深め、より多くの住民の参加を得るよう努めるものとする。

2 市町村長は、自主防災組織の結成及び活動に対し、資機材の提供、研修の実施その他の必要な支援を行うものとする。この場合においては、自主防災組織において指導的役割を担う者の育成及び確保について、特に配慮するものとする。

3 知事は、前項に規定する市町村長の施策の実施を支援するとともに、特に優秀な自主防災組織又はその指導者を表彰し、その業績を一般に知らせるものとする。

(防災ボランティア活動の環境整備)

第13条 市町村長は、被災者との連絡調整を行う者の育成及び確保、受入体制の整備、資機材の提供その他防災ボランティア活動を円滑に行うことができる環境の整備を行うものとする。

2 知事は、前項に規定する市町村長の施策の実施を支援するものとする。

(事業継続計画の作成支援)

第14条 知事は、災害又は危機が発生した場合において事業活動を継続するために必要な事項を定めた計画を作成する事業者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(ライフラインの維持)

第15条 ライフライン事業者（電気、ガス、上下水道、通信又は鉄道の事業を行う者をいう。以下同じ。）は、その事業の用に供する施設への被害の発生を防ぐ取組を推進するとともに、災害又は危機が発生した場合は、被害の発生及び拡大を防ぎ、被害の復旧を速やかに行うよう努めるものとする。

第3章 災害又は危機に強いまちづくり

(まちづくりにおける配慮)

第16条 市町村長及び知事は、まちづくりに関する施策の策定及び実施に当たっては、防災及び危機管理の視点に立って行うよう努めるものとする。

(防災施設の計画的整備)

第17条 知事は、洪水又は土砂災害の発生を防止する施設その他の防災又は危機管理に役立つ施設の整備に関する目標を定め、これらの施設の整備を計画的に進めるものとする。

2 知事は、地震により生ずる被害の軽減を図るため、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第1条の2の規定に基づき、地震防災対策の実施に関する目標を定めるとともに、同法第2条第1項に規定する計画で定めるところにより、同法第3条第1項各号に掲げる施設等の整備を計画的に進めるものとする。

(建築物の耐震改修の促進)

第18条 知事は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第5条第1項に規定する計画で定めるところにより、建築物の耐震診断（地震に対する安全性を評価することをいう。以下同じ。）及び耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。以下同じ。）の促進を図るものとする。

(避難所の耐震改修の計画的実施)

第19条 市町村長は、当該市町村の地域防災計画において避難所に指定した建築物のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）又はこれに基づく命令若しくは鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているものについて、耐震診断及び耐震改修に関する計画を定め、その所有者及び管理者の協力を得て、耐震改修を計画的に進めるものとする。

2 知事は、県が設置し、又は管理する建築物について耐震改修を行うこと等により、前項に規定する市町村長の施策の実施に協力するものとする。

(耐震診断等の状況の公表)

第20条 知事は、建築基準法第12条第1項の規定による報告を受け、又は同条第2項の規定による点検を行ったときは、これらの規定による報告の内容又は点検の結果のうち耐震診断及び耐震改修の実施状況に関するものを、建築物ごとに速やかに公表するものとする。

第4章 災害時要援護者に係る対策

(避難体制の整備)

第21条 市町村長は、自主防災組織、民生委員法（昭和23年法律第198号）に規定する民生委員（以下「民生委員」という。）、消防機関、警察その他の関係者の協力を得て、災害時要援護者が円滑かつ迅速に避難し、安全を確保することができる体制の整備を進めるものとする。

2 市町村長、自主防災組織、民生委員及び消防機関は、前項に規定する体制を整備するため、災害時要援護者に関する情報を共有するよう努めるものとする。

(安否に関する情報)

第22条 市町村長は、災害時要援護者が避難する必要がある場合は、自主防災組織、民生委員、消防機関、警察及び災害時要援護者が利用する施設の管理者の協力を得て、その安否に関する情報を収集し、整理するよう努めるものとする。

(個人情報を守る義務)

第23条 災害時要援護者の避難に関する事務に従事している者及び従事していた者は、その事務の処理に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的で使用してはならない。

## 第5章 関係者相互の連携

### (県民の意見の反映)

第24条 知事は、次に掲げる計画を策定し、又はこれらの計画について重要な変更をするときは、あらかじめその要旨を公表し、県民の意見を聴くものとする。

- (1) 地域防災計画
- (2) 国民保護法第34条第1項に規定する計画
- (3) 地震防災対策特別措置法第2条第1項に規定する計画
- (4) 耐震改修促進法第5条第1項に規定する計画
- (5) 第30条の規定により作成する計画

2 知事は、前項の規定により聴いた県民の意見を同項各号に掲げる計画に反映させるよう努めるものとする。

### (協働の推進)

第25条 知事は、次に掲げるものと協議を行う場を設けること等により密接に連携を図り、防災及び危機管理に関する取組において協働を進めるものとする。

- (1) 日本赤十字社
- (2) 鳥取県社会福祉協議会その他の社会福祉法人
- (3) 県内の医師により組織された団体その他の医療関係団体
- (4) ライフライン事業者及び次条の規定により協定を締結した事業者
- (5) 自主防災組織
- (6) 防災ボランティア活動の連絡調整を行う者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、防災又は危機管理に関する取組を推進するために必要な者

### (事業者との協定)

第26条 市町村長及び知事は、災害又は危機が発生した場合に食糧その他の生活物資の供給及び輸送、応急の復旧工事の施工等の対策が的確かつ迅速に実施されるよう、その実施について協力を求める事業者とあらかじめ協定を締結するよう努めるものとする。

### (報道機関等の協力)

第27条 市町村長及び知事は、避難の指示その他防災及び危機管理に関する情報を住民及び事業者に知らせるため必要があると認めるときは、放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関に対して協力を求めることができる。

2 市町村長及び知事は、災害又は危機により生ずる被害の発生及び拡大を防ぐため必要があると認めるときは、自宅での待機、集会の延期その他の措置について、県民及び事業者に対して協力を求めることができる。

### (指針の作成)

第28条 知事は、市町村長と協議して、市町村の防災又は危機管理に関する施策の参考となる指針を定めることができる。

2 知事は、前項の規定により指針を作成したときは、これを公表するものとする。

## 第6章 雑則

### (復興の円滑な推進)

第29条 知事は、災害又は危機により被害を受けた県民の生活の再建、地域社会の再生その他の復興に関する施策を円滑に実施するため、あらかじめ次に掲げる事項を地域防災計画に定めるものとする。

- (1) 復興の基本方針に関する事項
- (2) 災害復興本部の設置及び組織に関する事項
- (3) 復興に関する施策に県民の意見を反映させる手続に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、復興を円滑に進めるために必要な事項

### (危機管理に関する計画)

第30条 知事は、危機管理のための措置を的確かつ迅速に実施するため、あらかじめ次に掲げる事項（地域防災計画及び国民保護法第34条第1項に規定する計画に定めることとされている事項を除く。）について定めた計



画を作成するものとする。

- (1) 県が実施する危機管理のための措置の内容及び実施方法に関する事項
- (2) 危機管理のための措置を実施するための体制に関する事項
- (3) 危機管理のための措置の実施に関する関係機関との連携に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、危機管理のための措置の実施に関し必要な事項

(危機管理対策本部)

第31条 知事は、危機が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条第1項に規定する県災害対策本部又は国民保護法第27条第1項（国民保護法第183条において準用する場合を含む。）に規定する県国民保護対策本部若しくは県緊急対処事態対策本部を設置する場合を除き、危機管理対策本部を設置するものとする。

- 2 危機管理対策本部は、県、市町村その他の関係機関が実施する危機管理のための措置の総合的な推進に関する事務をつかさどる。
- 3 危機管理対策本部の長は、危機管理対策本部長とし、知事をもって充てる。
- 4 危機管理対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 副知事
  - (2) 県教育委員会の教育長
  - (3) 警察本部長
  - (4) 前各号に掲げる者のほか、知事が県職員のうちから指名する者
- 5 危機管理対策本部長は、必要があると認めるときは、市町村、他の都道府県及び国の職員に対し危機管理対策本部の会議に出席するよう求めることができる。
- 6 危機管理対策本部長は、警察及び県教育委員会に対し、危機管理のための措置を実施するために必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 7 知事は、危機管理対策本部に、危機が発生し、又は発生するおそれがある地域にあつて危機管理対策本部の事務の一部を行う組織として、現地対策本部を置くことができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、危機管理対策本部に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

- 2 知事は、この条例の施行後3年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

平成20年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入 国庫支出金	収入 特定財源			地方債
							分相及ひ積入金	その他		
2 総務費	6 防災費	緊急地震速報業 推進費	55,159,000	51,103,000				36,000,000	15,103,000	
		防災行政無線事業費	173,935,000	24,575,000	18,431,000				6,144,000	
		新型インフルエンザ対策 事業費(システム開発)	10,389,000	9,986,000	7,790,000				2,196,000	
		消防防災へりコプロタ ー費	209,092,000	8,810,000	6,607,000				2,203,000	
		消防学校充実事業材 整備費	3,069,000	1,847,000	1,562,000				285,000	

平成20年度鳥取県一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負 担行為 予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			防災局
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源	その他	
2	総務費	消防防災へりこブタ一 管費	1,134,105		1,134,105		1,134,105				1,134,105